平成２７年（フ）第８５９号
広島市安芸区矢野東２丁目27番48号　大和ガーデンコート１号棟　102号室、住民票上の住所広島市安芸区矢野東５丁目７番６号　１Ｆ
債務者　南　麻衣子（旧姓石津）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３号
広島市南区宇品御幸１丁目１番29―201号
債務者　増野　愛子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２号
広島市東区尾長東１丁目14番17―101号
債務者　久家　吉朗
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３号
広島市東区尾長東１丁目14番17―101号
債務者　久家恵里佳
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７６号
広島県東広島市西条中央６丁目26番26―705号　エルドラードＡ番館
債務者　増田　雅幸
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４７号
広島県廿日市市梅原２丁目１―23　プラティーク川島0303、住民票上の住所広島県廿日市市津田733番地８
債務者　大西　和貴
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２号
広島県福山市沖野上町３丁目13番27号　メゾン池口207
債務者　浦上　良二
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４７号
広島県福山市大谷台３丁目12番10号
債務者　ビストランテ壱膳こと　平林　将希
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３１号
愛媛県新居浜市南小松原町９番136号、前住所愛媛県新居浜市東雲町３丁目２番12号
債務者　窪内　　舞
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２１号
愛媛県今治市別宮町８丁目４番15号　ファミール山岡Ｃ103号、前住所愛媛県今治市南大門町４丁目５番地28
債務者　大西　祐衣（旧姓瀬尾）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第３１号
福岡県飯塚市伊岐須224番地１　市営蟹ヶ浦住宅14棟144号
債務者　宮本　英嗣
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４１３号
大分県津久見市文京町２番15号
債務者　髙山　裕介
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４２号
大分県別府市朝見３丁目１番７号
債務者　河野　藤江
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６７号
大分市大字羽田448番地の１（セピアＢ201）
債務者　甲斐由起枝
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
宮崎市大字細江4416番地３
債務者　日髙　浩一
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９１号
宮崎市老松２丁目３番11号　市営住宅268棟605号
債務者　中原　リエ
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９０号
鹿児島県鹿児島市上福元町3605番地（柿元荘２Ｆ）
債務者　福永　　勉
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係